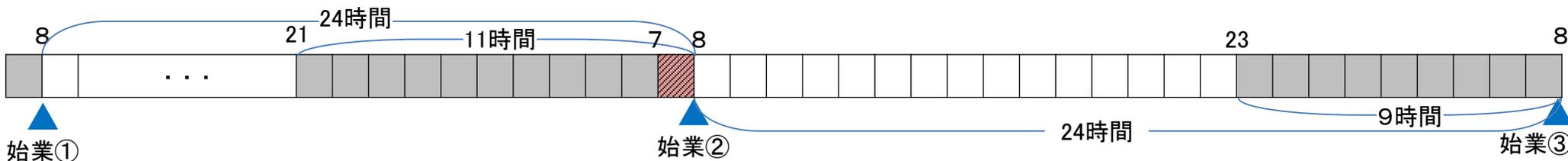


勤務パターン別の連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等の適用イメージ

(4) 9時間を超える休息時間が付与されている場合

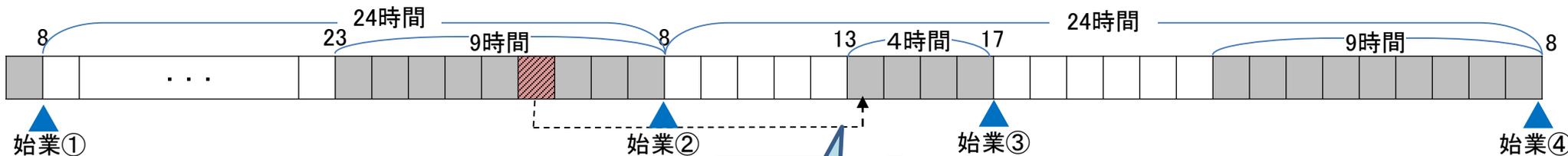
○ 事前に9時間を超える休息時間を確保した場合において、休息時間のうち9時間の連続した休息時間を超える分の時間については、やむを得ない理由により労働が発生した場合にも、代償休息を付与する必要はない。



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ▨ : 休息時間中にやむを得ない理由により労働した時間

(5) 9時間の連続した休息時間より後の休息時間が確保されている場合

○ 予定された9時間の連続した休息時間より後の休息時間は、代償休息の対象となる労働が発生する前にあらかじめ付与することが決まっていたものであっても、代償休息として充当することができる。



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ▨ : 休息時間中にやむを得ない理由により労働した時間